

○尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例

平成16年12月27日

条例第49号

改正 平成26年10月7日条例第32号

平成28年3月9日条例第10号

令和5年3月9日条例第8号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平26条例32・平28条例10・一部改正)

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事務を処理させるため、市長その他の執行機関の附属機関として、審査委員会を置く。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「不服審査法」という。）の規定により不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項（次に掲げる条例に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。）を処理すること。
 - ア 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。）
 - イ 尼崎市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年尼崎市条例第17号。以下「議会個人情報保護条例」という。）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び不服審査法の規定（個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項（個人情報保護法に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。）を処理すること。
- (3) 尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (4) 議会個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を

処理すること。

- 2 審査委員会は、前項各号に掲げる事務を行うほか、情報公開制度又は個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要な事項について調査審議し、情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関又は個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関若しくは尼崎市議会議長に意見を述べることができる。

(平26条例32・平28条例10・令5条例8・一部改正)

(組織)

第3条 審査委員会は、委員11人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度について知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 3 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平26条例32・平28条例10・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審査委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審査委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(平26条例32・一部改正)

(会議)

第7条 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(平28条例10・一部改正)

(部会)

第8条 審査委員会は、第2条第1項各号に掲げる事務を処理させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員3人以上で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

4 第5条第3項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条中「委員の」とあるのは、「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

5 審査委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査委員会の議決とすることができる。

(平26条例32・一部改正)

(意見の聴取等)

第9条 審査委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(平26条例32・追加、平28条例10・旧第13条繰上)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平26条例32・旧第13条繰下、平28条例10・旧第14条繰上)

(罰則)

第11条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平26条例32・旧第14条繰下、平28条例10・旧第15条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審査委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (平成26年10月7日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年 3 月 9 日条例第10号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

4 第 5 条の規定による改正後の尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第 7 条第 3 項の規定は、この条例の施行後にされた開示決定等又は開示等処分に係る審査請求について適用する。

5 この条例の施行前にされた開示決定等又は開示等処分に係る審査請求については、第 5 条の規定による改正前の尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第 9 条から第12 条までの規定は、なおその効力を有する。

付 則（令和 5 年 3 月 9 日条例第 8 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第16項の規定は、公布の日から施行する。

（付則第 5 項の規定の施行に伴う経過措置）

11 付則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会及び尼崎市行政不服審査会の所掌事務並びに旧処分等についての審査請求に関する手数料については、なお従前の例による。

（委任）

16 付則第 2 項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が、又は市長以外の旧実施機関が市長と協議して定める。